

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
1	広報について	<p>毎月の広報配布を廃止にしてはどうでしょうか？SDGSの取り組みが積極的にされている中、紙面での全世帯への配布の必要性を問います。</p> <p>また、配布についても、住んでいる自治会では当番制で組員全員に配らなければならない、実際配られてもサラッと見てすぐゴミ箱いきとなっていて非常に紙と労力の見無駄使いでしかありません。</p> <p>広報の配布を廃止して、HPやQRコードなどで見れるようにすれば良いのではないですか？</p> <p>紙面で欲しい方は、役場などに置いておけばいいんじゃないでしょうか？</p>	<p>おっしゃる通り、松阪市もデジタル化に向け、様々な取り組みを推進している中、広報紙のデジタル化に関しましても検討を行うべき事項だということは受け止めております。現在、市ホームページ内での広報の掲載、アプリ【カタログポケット】での広報紙の配信などを行っております。</p> <p>しかし、高齢者の方は電子媒体を活用していくことが難しい方も多くみえます。また、市役所や各市民センターへお越しいただくことが難しい方もいらっしゃるため、広報配布を完全に廃止することが難しいのが現状です。</p> <p>広報紙内にもアプリ【カタログポケット】での配信を行っているという旨の記事を定期的に掲載するなど高齢者の方にも活用していただけるよう、取り組みを行って参ります。</p> <p>今後とも市民の皆様のご期待に応えられるように事業を実施していきますので、ご理解ご協力の程よろしくお願いたします。</p>	<p>広報広聴課 電話：53-4312</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
2	松阪図書館の件について	<p>実家が松阪市にあり、松阪図書館をよく利用させて頂いております。</p> <p>先日、2階の窓際の席が空いていたので、利用しようとしていたところ、現在使用できませんとの貼り紙あり、近くの閲覧場所に移動をしました。</p> <p>しかし、その閲覧場所にはコロナで長時間の利用をお控えくださいとの貼り紙がありましたが、閲覧者で混雑をしていました。</p> <p>空いている窓際の席も使用すれば、少しでも密を避けられると思うのですが、使用不可となっているのか疑問です。図書室は市民の税金で運営されているので、空席は有効活用すべきだと認識しています。</p> <p>コロナ対策の面からしても、有効だと考えていますが、松阪市はどのように考えているのか、意見をお聞かせ願います。</p>	<p>利用者の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、現在新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、席数を通常より削減させていただいております。図書館につきましても、図書館という仕組み上、どうしても利用者の特定が難しく不特定多数の人が本を触るとということ等を鑑み多々制限をさせていただいておりますが、今後、感染状況によって制限を緩和するなど柔軟に対応していきたいと考えております。</p> <p>松阪市といたしまして、今後とも利用者の皆様のご期待に応えられるよう尽力する所存ですので、図書館事業に対するご理解ご協力の程よろしくお願いたします。</p>	<p>生涯学習課 電話：53-4396</p>
3	モーモースタジアム駐車場について	<p>モーモースタジアム駐車場入り口（向かって右）にある植え込みと係員待機ボックスが視界を遮って、市民病院側から車で走ってくると、横断歩道へ歩いてくる人が見づらいです。</p> <p>前の人に続いて横断歩道へ駆け込んでくる人もいたりして危険だと思いますので、支障が無いなら植え込みや待機ボックスを撤去してはどうでしょうか。何かしら対応をお願いします。</p>	<p>「市民の声」へご意見をいただきました市営駐車場入口の警備員待機ボックスと植え込みについて、調査・検討させていただきましたところ、次のとおり対応させていただくこととなりました。</p> <p>【対応内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備員待機ボックスについては、現状のまま残しますが、植え込みについては、現在の3分の1程度の高さまで刈り取ります。 ・警備員待機ボックス周辺の整理及び満車看板等の設置場所を変更いたします。 	<p>松阪市民病院 事務部経営管理課 電話：21-8780</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
4	〇〇町の空き家	<p>私の実家のある〇〇町△△番地において、隣の木造住居が持ち主不在のまま廃墟と化しており、雑草は塀の高さを超えて伸び放題となり、蜂や白蟻・羽蟻の大発生による虫害で両親が困っている。また建物の崩壊や火事の発生の可能性もあり、いつか大事故につながるかと心配している。</p> <p>看板によると管理者は株式会社〇〇〇〇〇（TEL:××××-××-××××）となっていたので問い合わせたところ、実際は管理していないとの回答であった。</p> <p>持ち主にはこちらが困っている旨を伝えてくれるとのことであったが、いまだ回答が得られていない。こちらとしては、このまま返事が得られないのであれば、空家等対策特別措置法により行政代執行を進めてほしいと考えている。</p> <p>一度本件についてご調査いただけませんか？</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>	<p>ご問合せのありました〇〇町△△番地の隣の木造住居につきましては、昨年度より自治会から「ガラス戸の開け放し」と「雑草」について相談があり、建築開発課空家対策係で状態を確認し、所有者等に対して「適正管理」を行う旨の文書を送付いたしました。</p> <p>その結果、ガラス戸の開け放しについては、不動産会社の売り看板の設置とともに閉められましたが、雑草については、除草されずに現在の状況となっております。</p> <p>再度、建築開発課空家対策係で状態を確認し、所有者等に対して「適正管理」を行う旨の文書を送付いたします。</p> <p>また、空家対策特別措置法による「行政代執行」とのことですが、同法に規定する特定空家等に該当しなければ代執行ができませんが、同法では空家等の所有者等の責務として「周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めること」が明文化されております。</p> <p>今後も状況に応じて、所有者等に対して「適正管理」を促してまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>	<p>建築開発課 電話：53-4174</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
5	縁石を撤去してほしい	<p>松阪市内にたくさん(歩道と車道を分けるための)縁石がありますが、前に自転車を乗り上げて、端がスロープだったので勢いで空中に飛ばされて車道に放り出され、肋骨にひびが入ったことがあります。後ろから車が来てなかったのもその程度で済みましたが、車が来ていたらと思うとゾッとします。</p> <p>私は長年京都に住んでいたことがあります、その手の縁石を見た記憶がありません。</p> <p>ネットで調べると田舎に多いそうだし、危険だという声を受けて撤去した市もあるそうです。</p> <p>歩行者(特にお年寄り)にも、バイクにも、車にも危険だと思うので、暗い道や狭い道だけでも撤去してもらえないかと思ってメールしました。</p> <p>あとついでに気になることをいくつか。</p> <p>押しボタン式の信号が青に変わるのが遅くて気になる所があります。私が特に気になったのは駅前通りのやたい寿司の信号。待ちきれなくて赤のときに渡ってしまって、青に変わった頃には誰も待っていないことがよくあります。</p> <p>同じようなことでJRの踏切が、遮断機が下りるのが早くてかなり待たされます。さすがに強引に渡っている人は見かけませんが、そのうち大きな事故につながるのではと思います。</p> <p>JRがらみで、松阪駅の1番ホームの階段の幅が広いので真ん中に手すりがほしいです。</p> <p>あと、前にマームからヤマダ電機の間道路を自転車で車道を通っていたらパトカーの警官に歩道を通るように言われました。</p> <p>こちらのためを思って言ってくださったのだと思いますが、自転車は車道を通るのが原則だと思うので理由を言うなりしてほしかったです。</p> <p>いろいろとすみませんがよろしく申し上げます。</p>	<p>道路に設置している縁石は歩行者が安全に通行できる空間を確保するための施設であり、歩道と車道の区分を明確にし、通行車両の誤進入の防止や歩行者と通行車両との接触を防ぐことを目的として設置しております。</p> <p>縁石の端の形状は、道路沿線の商業施設等へ出入りする車両の巻き込み防止のために端部がスロープ状となっております。</p> <p>縁石は交通安全上重要な施設ですので設置につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>また、信号機の切り替わり周期と自転車の通行空間については警察の管轄、踏切遮断器とホーム内の手すりは鉄道事業者の管轄になりますので、ご理解賜りますよう宜しくお願い致します。</p>	<p>建設保全課 電話：53-4412</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
6	2050年に向けて 菅政権の脱炭素 への取組み	<p>先進国の中でも石炭火力ウエイトが日本は高く6月にまとめるグリーンエネルギー戦略で脱炭素に向けた工程表や必要な投資額を盛り込まれる予定です。EUは21年～27年の多年次予算のうち72兆円を気候変動対策にあてるようです。経団連も脱炭素に向けた提言を発表した。</p> <p>さて、今年度の国の方針に対してすくない自治体が町づくりの観点で応募がありました。松阪市はどのように考え今後どうされるのか教して下さい。</p> <p>又数年前から可動しているゴミを燃料とした民間企業と共同した発電会社の中味、電気の利用状況また一般会計への組み入れといったものも含めよろしくをお願いします。</p> <p>本年度から市庁舎を活用した太陽光発電もおしえていただきたくお願いします。今年に入って東電が余力3%もなしといった事態発生に我々も充分なる節電を日常的に工夫していかなければなりません。</p>	<p>ご質問いただきました脱炭素先行地域への応募につきましては、令和4年2月に環境省に脱炭素先行地域計画提案書を提出しましたが、同年4月26日に脱炭素先行地域の選定を見送るという通知を頂きました。</p> <p>次に当市では、松阪市クリーンセンターで発電された電気を地域内で消費する地産地消型の電力事業を通じて地域活性化の取組みを推進することを目的に、松阪市、東邦ガス株式会社、株式会社三十三銀行および桑名三重信用金庫の出資により、2017年11月に松阪新電力株式会社を設立し、2018年3月から当市公共施設への小売電気供給を開始しています。現在(令和4年1月末日時点)、同社との電力供給契約は約585施設であり、令和4年1月11日には、同社の事業利益から2100万円の寄附をいただいております。</p> <p>最後に、市庁舎を活用した太陽光発電として、今年度においては、市役所本庁本館を始めとする4つの公共施設において、各施設内での自家消費を目的とした太陽光発電設備の導入事業を進めています。</p>	<p>環境課 電話:53-4425</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	(なし)	<p>我家は、現在行政サービス難民です。</p> <p>1.家庭ゴミを、ゴミ集積所に出すことが出来ないの で、自力処分をしなければならない。</p> <p>2.市の広報紙が届かない。</p> <p>3.災害時に、避難所の利用や支援物資を受け取れない（予想）</p> <p>4.その他 それは、単に自治会を脱会したからに過ぎません。 精神的にダメージを受けた自治会への再加入はハードルが高すぎます。平等に税金は課税されます。ただ自治会に加入していないからという理由だけでこの様なことがあっても良いのでしょうか？他に方法はないのでしょうか？ これはあくまでも私の希望です。</p> <p><ゴミ問題> 小学校区いいえ中学校区に1ヶ所でも公共の場所の片隅にでも集積所を設置してもらえればと思います。</p> <p><広報紙> 近くのスーパーに置いてありましたので、頂いて来ます。しかし、以前防災マップなど特別な配布もあったと思います。その様なものは、全戸配布できるようにお願いします。</p>	<p>1 家庭ゴミを集積所に出すことができない 一般廃棄物（家庭ごみ）の収集義務は市町村にあります が、松阪市のごみ収集方式は一般廃棄物（ごみ）処理基本計画のとおりステーション収集方式を採用しており、個別収集対応は行っておりません。個別収集を希望される場合は、松阪市が許可を出している一般廃棄物収集運搬許可業者と直接契約をしていただき、ごみを収集していただくようご案内しております。なお、一般廃棄物収集運搬許可業者の一覧は松阪市ホームページやごみ・分別ガイドブックからご確認いただけます。料金等については許可業者に直接ご確認下さい。</p> <p>松阪市クリーンセンター（松阪市桂瀬町751番地）への持ち込み方法については次のとおりです。まず、〇〇地域振興局等でごみ処理申込書を事前に入手し記入した上で、松阪市クリーンセンターの受入れ日時にごみを持ち込みください。松阪市クリーンセンター内の順路は自動車場で場内を道なりに進んで頂き、自動車のまま計量台に乗ってください。その場で事前に記入したごみ処理申込書を職員に手渡し受付となります。その後、職員の指示に従い自動車を進めてください。職員の指示する番号のところに自動車を駐車した上で、ご自身でごみの荷下ろしを行ってください。ごみを下ろし終えた後も、職員の指示に従い反対の扉から場外に出て、受付時と反対側の計量台に自動車に乗って下さい。ごみの荷下ろし前後の重量の差し引きでごみ重量を算出、清算となります。なお、家庭ごみ持込時の料金については100kgまで無料、100kgを超えて10kg毎に150円のごみ処分手数料が必要となります（計量器は10kg単位での計測となります）。直接持込案内の資料（別紙）も同封いたしますのでご確認いただければと思います。</p> <p>2 市の広報紙が届かない 広報紙の入手については、大変ご面倒をおかけしております。ご承知のとおり、松阪市では各自治会を通じて広報紙を配布していますが、未加入世帯へも配布していただくようご協力をお願いしているところです。</p>	<p>清掃事業課 電話：53-4470</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
7	(なし)		<p>引き続き、未加入世帯への配布について自治会等へご協力の依頼をさせていただくとともに、広報紙の配架場所の増設についても検討してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>3 災害時に、避難場所の利用や支援物資を受け取れない（予想）</p> <p>避難所は、災害によって住宅を失うなど、被害を受けた人や受ける可能性のある人が、一定期間、避難生活をする施設です。避難所に入る人は、必ずしも地域の住民だけでなく、たまたまその土地を訪れていた旅行者なども対象となり、自治会に加入している、していないに関わらず誰でも利用していただけます。</p> <p>支援物資について、市では拠点的な避難所となる小・中学校を中心に非常食や水などを備蓄しています。これらの支援物資は避難所で生活している人だけでなく、在宅や車中泊などの避難所外避難者の方にも配給します。支援物資は避難所に備え付けの「避難者名簿」に基づき配給するため、在宅や車中泊避難をされる場合は、最寄りの小・中学校等の指定避難所で名簿の記入を行います。</p> <p>自治会に未加入でも、避難所の利用、支援物資の受け取りはしていただけます。</p> <p>また、広報紙でご意見をいただいております防災マップの配布でございますが、防災対策課では市のホームページにて冊子をご希望の方、また市内にお住いの方で冊子が届かなかった方は松阪市役所防災対策課（5階）、松阪市役所案内（1階）、各地区市民センター、各地域振興局地域振興課にて配布しておりますので、お手数ですが最寄りの各窓口へお問い合わせいただくようご案内をさせていただいております。郵送ご希望の場合は、ご連絡いただきましたら対応させていただきます。</p>	<p>広報広聴課 電話：53-4312</p> <p>防災対策課 電話：53-4313</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
8	広報誌・ゴミカレンダー等の配布について	<p>GWのある日AP専用ゴミ箱の修理にいったところ、燃えるごみ袋が沢山入っていました。可燃物を出す日でもないのにおかしいなと思いAP住人の一人に問うとゴミカレンダーが配布されていないからGW等の特別な期間は日程が変更になっても解らず出したのではないかとの事でした。</p> <p>（私が〇〇年程前に自治会長をしている時は、広報誌等の自治会員への配布に対し、手当が支給されていたのを覚えています）</p> <p>自治会に入会していないAPの住人には広報誌も配布されていない状況であり、行政と市民のつながる最も重要な情報が立切れている状況です。</p> <p>「広報誌」「ゴミカレンダー」等々重要な情報は全市民に伝えること、このことは最も基本的な当然の事かと思えます。</p>	<p>広報紙等の配布につきましては、ご承知のとおり、松阪市では各自治会を通じて配布しています。未加入世帯への配布につきましてもご協力をお願いしておりますが、高齢化や共働き世帯の増加による配布活動の担い手減少により自治会の負担も大きくなっていることなど、課題も多くあります。</p> <p>配布されない場合は、ご面倒をおかけしますが、広報紙を設置しております最寄りの公共施設やスーパー等をご案内させていただきます。</p> <p>また、近年、日常生活において情報発信のデジタル化が大きく進展する中で、当市でも「広報まつさか」や「ゴミカレンダー」をホームページで掲載しているほか、スマートフォンのアプリを利用した広報紙（カタログポケット）やゴミカレンダー（松阪ナビ）のデジタル配信も行っておりますので、ご覧いただくことが可能です。</p> <p>なお、広報紙の配布に対する交付金につきましては、実際に配布した部数に応じて交付しております。</p> <p>ご指摘のとおり、広報紙が、市民の皆様が市政情報を知るために重要な手段であることは認識し、重く受け止めております。広報紙の配布については、引き続き、市民の皆様のご意見を参考にしながら研究・検討してまいります。</p>	<p>広報広聴課 電話：53-4312</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
9	松阪市内36小学校11中学校の令和4年度の4月始業式時点での配置予定だった常勤教員数に対する予定数を学校別におしえて下さい	<p>4月始業式時点での配置予定だった常勤教員数に対する不足数を学校別におしえて下さい</p> <p>①不足数（小・中 各何人、学校別に）。</p> <p>②何故不足したのかその原因。</p> <p>③令和4年度中にそれ以上の不足が生じます（病休、産休etc.）その対応策はどうされますか。</p> <p>④このような状況がこの5年前からとくに多くみられますが、どのように今迄教育委員会として県教委に対し対処されてきたのかおしえて下さい。市議会には保護者には。</p> <p>⑤近年大学生の教員志望者がへってきております。「定額払い」のブラック職場かつ従事は教員免許所持者を非常勤講師として補充できましたが、どうされますか（浪人講師に対して）。</p> <p>⑥「給特法」がありますがどう考えてみえますか。子どもらの立場から保護者の立場から生身の先生からの立場から。</p> <p>ある試算によれば1兆円の未払い給料になるようですが、かつ現場では正しく残業申請がされてみえますか。</p>	<p>①松阪市においては、始業式時点での教員の不足はありません。</p> <p>②（仮に不足があったとして）採用人数の増加、講師希望者の減少、免許の期限切れ等が考えられます。</p> <p>③退職教職員、講師経験者等、免許保有者に対し、丁寧に話をしたうえでお願いしています。また、近隣の教育委員会と連携して、講師不足の解消に向け動いています。</p> <p>④県教育委員会に対し、正規採用教職員の増員を求めています。</p> <p>⑤大学生については、県内の大学と協同して、大学生を学生ボランティアとして学校へ派遣する取組を行っています。（令和3年度はコロナのため中止）大学生が、教育現場を肌で感じ取り、子どもたちと触れ合う中で、1人でも多くの教員志望者を作っていきたいと考えています。また、現在講師をされている方については、引き続き仕事を続けていただくために、働き方改革の観点から、待遇等の改善について、県に要望しているところです。</p> <p>⑥教育公務員として、法律を順守していく義務があると考えています。</p> <p>松阪市では、パソコンログデータおよび自己申告により、時間外労働時間を把握しています。現在、時間外労働時間の増加が社会問題になっていますが、松阪市としては、全教職員の時間外労働時間を把握したうえで、増加傾向にある学校については、働き方改革の観点で、指導助言を行っています。</p>	<p>学校教育課 電話：53-4429</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
9	<p>松阪市内36小学校11中学校の令和4年度の4月始業式時点での配置予定だった常勤教員数に対する予定数を学校別におしえて下さい</p>	<p>⑦下記のような提案がありますがどうお考えですか。 イ. 教員免許を持った社会人に採用試験を一部免除する ロ. 非正規職員を試験免除する ハ. 少人数学級を推進し、正規職員を増やす ニ. 市費を投入して欠員をなくようにすべきだ ホ. 国の教育費のウエイトを1%台から欧米並みの3%台にする</p>	<p>⑦イ. 現在の教員採用試験においても、社会人特別選考試験が実施されており、毎年一定数の社会人経験者が合格しています。今後も、社会人を経験した広い視野を持った教員が増えることを期待しています。 ロ. 教員採用試験において、過去5年間で3年以上常勤講師を経験した者については、採用試験を一部免除するという制度があります。講師経験者の中には、教育に関する優れた知識・技能を有し、即戦力として期待できる人もいます。しかし、なかにはそうでない人もいますので、免除するのではなく、試験を行うことで、教員としての資質を持っているかどうかを判断していく必要があると考えています。 ハ. 毎年、県教育委員会に対し、要望しているところです。 ニ. 松阪市では、現在市費による講師任用は行っていません。 学校で欠員が生じた場合、市教育委員会は学校と協力して欠員補充のための講師探しを行います。欠員は、県費の教職員が不足した時に起こるものであるため、していただける人材がいなければ、市費であろうと県費であろうと欠員が生じたときに対応できません。 ホ. 県を通じて、国へ要望していく必要があると考えています。</p>	<p>学校教育課 電話：53-4429</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
10	特定歴史公文書の件	<p>松阪市公文書の最長保存期間は確か30年と思います。その保存期限きますと廃棄処分になると思います。</p> <p>現状松阪市の特定歴史公文書取扱いはどのようにされてみえるのかおしえて下さい。</p> <p>①誰がいつどのような資格をもった職員が判断されるか</p> <p>②「特定歴史公文書」の指定の保存はどうされてみえるのか</p> <p>③鈴の森公園に収蔵庫を建設中ですが長谷川家の文書生活用品更には指定文化財の保管されようですがその内容についておしえていただきたい</p> <p>④一市四町で松阪市になりましたが市町村史（誌）が刊行されております（松阪市史 飯高郷土誌 飯南町史 三雲町史 嬉野町嬉野史（上記の原資史料はどのように保管されてみえるか</p> <p>⑤上記の原資史料を活用して研究したい場合はどのようにすればいいのか 史料目録の有無 その手続きは</p> <p>⑥2年前に市長との語る会に出席してありましたら公文館の建設も検討しているとお話がありましたかのように</p> <p>⑦NHKの番組で「ファミリーヒストリー」がありましたが多くの自治体ででは⑥のようものがあります松阪市にルーツをもつ有名人もみえますが対応は可能なのでしょうか</p>	<p>①、② 本市におきましては、保存期間が満了した公文書のうち歴史的資料として重要と認められるものがある場合は、歴史的公文書としまして、松阪市文書管理規定第39条の規定に基づき、主管課長の判断にて保存期間の延長等の措置が取られることとなっております。</p> <p>③ 松阪市文化財センター収蔵庫新築工事につきましては、市ホームページ文化課のページにおきまして、工事の進捗状況や基本設計書等を公開しております。基本設計書の29ページには収蔵予定資料の法量一覧（添付資料）として、保存予定の資料名やその数量が記載されておりますので、ご確認くださいませよう願いたします。</p> <p>④、⑤ 各郷土史の史料の保管場所及び目録の有無は下記のとおりとなっております。手続きにつきましては、各窓口にて所定の閲覧申請手続きをお願いいたします。</p> <p>松阪市史……………松阪市郷土資料室（殿町1563番地 松阪市障害者福祉センター別棟）、史料目録有</p> <p>飯高町郷土誌…松阪市飯高地域振興局地域振興課（飯高町宮前180番地）、史料目録無</p> <p>飯南町史……………松阪市飯南地域振興局地域振興課（飯南町粥見3950番地）、史料目録無</p> <p>三雲町史……………松浦武四郎記念館（小野江町383番地）、史料目録有</p> <p>嬉野史……………松阪市嬉野地域振興局地域振興課（嬉野町1434番地）、史料目録有</p> <p>⑥ 公文書館の建設につきましては、市としてその必要性は認識しておりますが、現在のところ建設についての検討には至っておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>⑦ 対応可能かどうかにつきましては、具体的なお話ではありませんのでお答えいたしかねます。ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>総務課 電話：53-4321</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
11	次の事項につき現状と将来展望をおしえて下さ	<p>社会には資格を保持しなければならない仕事があります。</p> <p>昨年をはじめて学芸員資格者の採用があり、松浦武四郎記念館に配属され無期の職員でした。現状、歴民、小津安二郎記念館、はにわ館etcの文化施設の学芸員の配置状況をおしえて下さい。有期か無期か正規職員か会計年度職員か。又法的な面では有期の職員が配置されてみえますか。先進自治体では無期の正規職員を配置されてみえますが、市はどうされるのか。又税務関係の仕事がありますがどうでしょうか。</p> <p>更に急速にICT化が進んでおりますが、そうした分野の有資格の現状は。本年は社会福祉士の採用があるようです。益々市民サービスも専門知識が必要になります。</p> <p>子供対応でも公認心理士が必要ですが。最後に①職員が資格取得のための財政的日数的な職員に対する制度の有無、なければ今後どうされますか ②今後の採用は。職種別の見通しは。</p>	<p>1. 文化施設の学芸員の配置状況について 松浦武四郎記念館：正規2人、会計年度任用職員1人 文化財センター：正規2人、会計年度任用職員5人 歴史民俗資料館：正規0人、会計年度任用職員3人 小津安二郎記念館：正規0人、会計年度任用職員1人</p> <p>2. 無期の正規職員の配置について 配置は考えていません。</p> <p>3. 職員が資格取得するための制度について 職員の現在の担当業務及びその業務に関連のある市政の施策の推進に必要なもので、当該年度に予算化されていない法令に基づく国家資格及び官公庁等が認定する公的資格等の取得に必要な受験料及び登録料の1/2を助成する制度を設けています。</p> <p>4. 今後の採用（職種別）について 高度化・多様化する市民のニーズに対応し、質の高い市民サービスの提供に配慮しながら、引き続き定員管理の適性化に取り組みます。</p>	職員課 電話：53-4221

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
12	松阪における「脱炭素先行地域」の計画は！	<p>環境問題は「地球規模で考え足元から行動」と言われていることをご承知と思います。菅政権は30年度に13年度比に温出効果ガス排出を13年度比で46%削減、50年度に実質ゼロを目標にすることです。すでに松阪市も計画があるかと思っておりますのでおしえていただきたくよろしくお願いいたします</p> <p>1 脱炭素先行地域の挑戦の現状と計画及び企業大学等の連携について</p> <p>2 東邦ガス 金融機関によって設立された電力会社の現状とこれからの展望、燃料は、電気利用関係は</p> <p>3 今年の冬期は電力供給者が3%の余力ができるような事例が出されておりますか、市役所内部のとりくみ、又市民への広報はどうされるのか</p> <p>4 本年度は市の公共施設の電力に出して国の予算を活用されるようですが その中味は</p> <p>5 化石燃料再生エネルギーの電力を活用する内外の状況ですが松阪市の基本的な考え方は太陽光風力水力あるいは地熱発電は、原発に関する考え方は</p>	<p>1・2については、令和4年5月30日発22松環第000220号にて回答しておりますのでご参照ください。</p> <p>3については、需給逼迫度に応じた需要対策が国から出されることになっておりますが、所管は経済産業省資源エネルギー庁となります。令和3年度については、国からの協力要請により三重県が県民・事業者に向けて「今冬の省エネ・節電のお願い」の呼び掛けを行いました。</p> <p>なお、節電や省エネに関連する当市の取組としては、市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に関する計画を定めており、関連して各部署で省エネ等に取り組んでいます。市民への節電や省エネの広報としては、広報まつさか等での呼びかけや、「緑のカーテン」「環境家計簿」といった啓発業務を行っています。</p> <p>4については、環境省の補助金又は地方債を検討しています。</p> <p>5については、都道府県や市町村は再生可能エネルギーの活用を推進していく立場にありますが、当市としては、再生可能エネルギーの発電事業は自然環境、住環境、景観への影響及び防災対策に十分配慮するなど地域との共存が前提であると考えています。</p>	<p>環境課 電話：53-4425</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
13	子供をもつ全保護者に支援を！	<p>子供たちもコロナの関係で大変なこの2年余りでした。保護者も仕事等で神経をすりへらし職種によってはマイナスの賃金では。そこで提案いたします。保護者に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 0才～18才の子供全員に現金支給を実施する（1人、12,000円程度） 2. 所得制限はもうけない 3. 時期は7月実施 4. 6月の臨時議会へ提案 5. 提案部署は教育委員会 担当課は学校支援課 6. 財源は市の財政調整金（100億円余りあり） 	<p>このたびは、新型コロナウイルス感染症の長期化による物価高騰等の影響が大きい子育て世帯に対する現金給付についてご提案をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>本市では、令和4年5月18日に開催されました臨時議会において、ひとり親世帯及び非課税の子育て世帯に対して、児童一人につき5万円の給付金を支給することの議決を頂き、ひとり親世帯及び非課税の子育て世帯に対して給付することが決定し、ひとり親世帯の対象者から一部支給を開始しております。非課税の子育て世帯に対しても、準備が整い次第、早急に給付を開始する予定でございます。</p> <p>親の所得によって線引きを行うことは、子育て世帯を分断しているという意見も多々頂いております。しかしながら、ひとり親世帯・非課税の子育て世帯におきましては、物価高騰等により、さらに家計への負担が増大しており、これら世帯の生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえて、給付金の支給を行うこととしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>こども支援課 電話：53-4081</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
14	福祉まるごと相談室の件	<p>標記の記事が5/27付の夕刊三重にのりました。いわゆる地域共生社会の実現に向けて取組が展開されるようです。事業全体の詳細な内容についてお教え下さい。</p> <p>尚、かかる取組みですでに全国の地方自治体で展開されてみえようようですが地域によって特色ある取組みがありますがおしえて下さい。</p> <p>更にモデル地区3か所ありますが、どのような結果でその地区を選定されたのか、又、43住民自治協議会がありますが全地区設置のプロセス、財政措置、住民自治協議会より支援体制も合わせてよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>近年、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援、生活困窮などの各制度は充実されてきておりますが、一方で少子高齢化や家族・地域社会の変化などにより、8050問題、ひきこもりなど世帯（個人）が抱える困りごとが複雑化・多様化し、従来の福祉制度では対応しきれない世帯（個人）が増加してきております。そこで国では、このような様々な困りごとを抱えながらも、地域が支え合い、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「地域共生社会」を実現していくために、地域と協働しながら包括的に支援する仕組みを創ろう（重層的支援体制整備）という動きが出てきております。</p> <p>令和2年6月に社会福祉法が改正され、令和3年4月から重層的支援体制整備事業が施行されており、この事業に取り組んでいる自治体は令和4年度で134自治体あります。それぞれの自治体の特性にあった取組が実施されていますが、三重県内では、名張市の「まちの保健室」などがあります。</p> <p>松阪市では地域福祉の充実のために、令和3年度からこの重層的支援体制整備事業に向けた移行準備事業に取り組んでおり、その取組のひとつとして、令和4年度からおおむね中学校区ごとに、身近な地域で相談を受け止める相談窓口「福祉まるごと相談室」の設置を進めてまいります。そして、今年度、鎌田、嬉野、飯高の3地区をモデル地区とし、福祉職や医療職、地域づくり支援職員を配置し、健康や福祉の総合相談、地域の困りごとの相談、地域での支えあい活動の支援等を行ってまいります。</p> <p>この3地区をモデル地区に選定した理由としましては、本市は海岸部から中山間部まで行政エリアが広く地域特性も大きく異なっておりますことから、地域特性の異なる地域として「市街地」「子育て世代」「中山間地」に着目し、地域や関係者のご理解とご協力を求める中で、鎌田、嬉野、飯高を選定いたしました。</p> <p>今後も、住民自治協議会をはじめ、地域や関係者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、市内全域におおむね中学校区ごとに「福祉まるごと相談室」の設置を進めてまいります。</p>	<p>健康福祉総務課 電話：31-1925</p>

令和4年5月受付分公表

番号	件名	市民の声（要旨）	市の回答	問い合わせ先
15	県内で松阪市だけ未就学児窓口負担の件	<p>5月26日夕刊三重は「全保護者向け不満調査」と大きなミダシで報道がありました。その中で気になりましたのは市は「千円負担について『保護者から不平不満の声は一切聞いていない』という～」の記事あり、小生先般「市民の声」で不満の声を発出させていただきましたがどうなっておるかおしえて下さい。又どの課の方がそういう発言をしているのかも合わせてよろしく願いいたします。</p>	<p>先般、〇〇様より子ども医療費の窓口負担について「市民の声」をいただきました。このことに対しては、医療費助成の制度改正の内容や、制度改正前後の年度別子ども医療費助成額について、令和4年3月17日付けで健康福祉部地域福祉課福祉医療係よりご回答を郵送させていただきました。</p> <p>また、医療費が増大した自治体の公開について、先にご回答させていただいた文書にも記載いたしましたが、他自治体の医療費が松阪市と同じ形態で決算資料などが公式発表されておりませんので、残念ながらお示しすることは出来ません。</p> <p>次に有識者会議「松阪市福祉医療費助成負担軽減検討委員会」の目的について、当市の少子化対策並びに生活困窮者対策等のため、医療機関窓口負担でのあり方等についてご検討及び提言をお願いしたものでございます。</p>	<p>地域福祉課 電話：53-4488</p>